

矢野居宅介護支援事業所

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(射水市指定 第 1671100707 号)

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

医療法人社団 博至会

1. 事業者

事業者名称 : 医療法人社団 博至会
所在地 : 〒934-0011 富山県射水市本町1丁目13番1号
法人種別 : 医療法人
代表者 : 矢野 博一
電話番号 : 0766-82-5150

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定居宅介護支援事業所
平成30年6月1日指定
- (2) 事業所の目的
利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力を生かし、自立した生活を営むため必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づきサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整、その他必要な便宜を提供します。
- (3) 事業所の名称 : 矢野居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 : 〒934-0011 富山県射水市本町1丁目13番1号
矢野医院1F
- (5) 電話 : TEL 0766-53-5693 FAX 0766-53-5735
- (6) 管理者 : 森越 祥江 (主任介護支援専門員)
- (7) 当事業所の運営方針
介護保険事業以外のサービスも組み合わせ、利用者が安心して地域で生活できるよう支援サービスを提供いたします。
- (8) 通常の事業の実施地域
射水市(旧新湊地区)、高岡市牧野・姫野・中曽根地区です。
- (9) 営業日及び営業時間
営業日 : 日曜祝日を除く毎週月曜日から土曜日まで、
12月30日から1月3日までの年末年始は休みます。
営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までです。(木曜日は午前8時30分から午後12時30分まで)

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(職員の配置状況)

職 種	常勤兼務	常勤専従	非常勤専従
事業所管理者	1名		
介護支援専門員		1名	

(厚生労働省令の定める員数とし、変動あり)

4. 契約時の説明などについて

利用者の意思に基づいた契約にて、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明いたします。

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金の負担はありません。尚、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合、所定単位数の5%が加算されます。

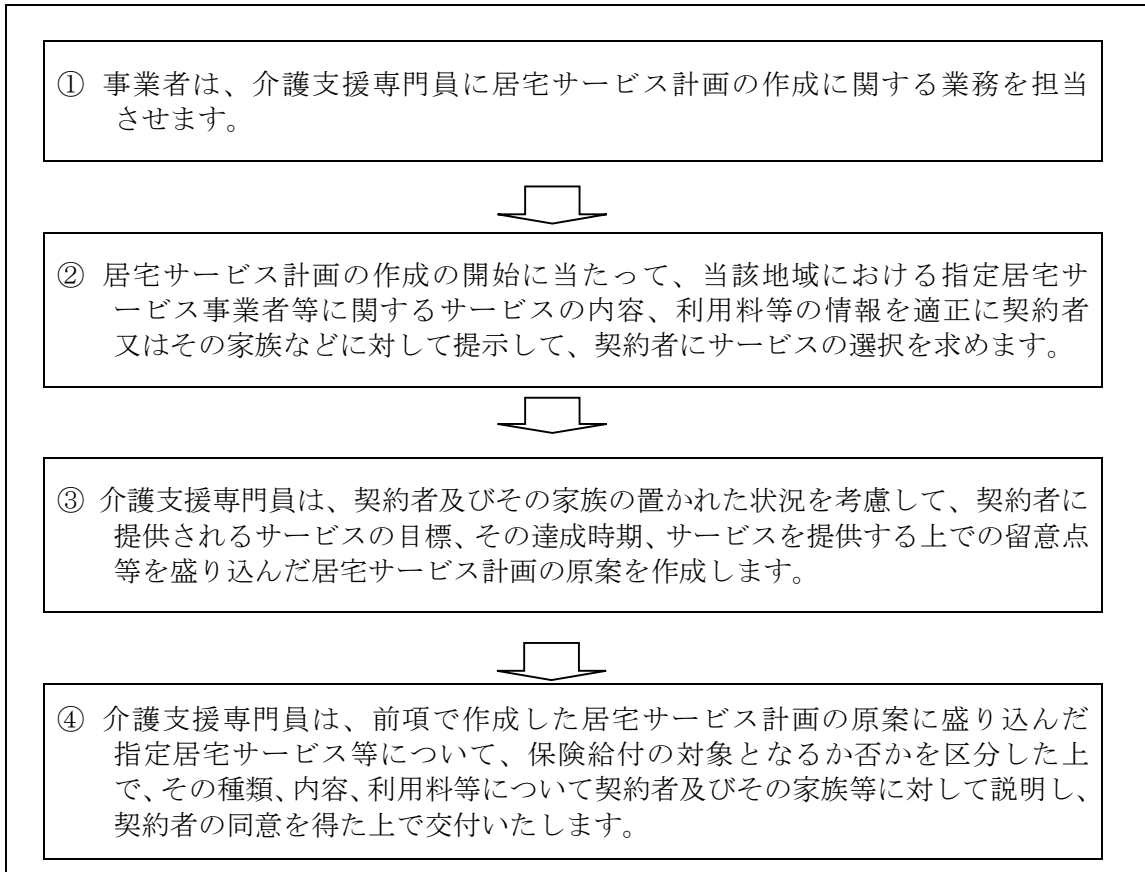
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤入院時における医療機関との連携促進

居宅介護支援の提供にあたり、入院時に利用者又は家族より担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供を伝えることを依頼する。

⑥ 平時から医療機関との連携促進

- ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者のモニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の状態、内服状況、口腔に関する問題点について主治医や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行う。
- ・ 利用者が医療系のサービスの希望をしている場合に、利用者の同意を得て主治医の意見を求める際にケアプランの交付を行う。

< サービス利用料金 >

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、「厚生労働省の告示」による金額をいったんお支払い下さい。支援事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各市町村窓口提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

7. 苦情の受付について（契約書第 14 条にかかる説明）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者：森越 祥江

○ 受付時間 8：30～17：30（休日は電話転送にて対応となります）

（苦情は面接、電話、書面等により随時受け付けます。）

TEL 0766-53-5693 FAX 0766-53-5735

(2) 行政機関その他苦情受付機関

射水市福祉保健部 介護保険課 介護保険管理係	富山県射水市新開発 4 1 0 番 1 TEL 0766-51-6627
高岡市 高齢介護福祉課	富山県高岡市広小路 7 番 5 0 号 TEL 0766-20-1365
富山県 国民健康保険団体連合会	富山県富山市下野字豆田 9 9 5 番地の 3 TEL 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山県富山市安住町 5 番地の 2 1 TEL 076-432-3280

8. 緊急時の対応について

- (1) ①事故発生（発見）緊急搬送の要請など、生命身体の安全を最優先に対応します。
②その時点で明らかになっている範囲の事故状況を速やかに家族、市町村保険者へ連絡いたします。
③病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとします。

9. 利用者及び利用者家族の個人情報の提供について

サービス担当者会議などに、利用者及び利用者家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。

- * 一部又は全部を制限する事ができます。但し、全部を制限した場合は居宅支援を提供できない場合があります。

個人情報の制限する内容（利用者及び利用者家族の記入欄）

10. 虐待防止について

- (1) 虐待は、ご契約者(利用者)の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じます。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底を図ります。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・虐待防止のための研修会を定期的実施します。
 - ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (2) 事業所はサービス提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を把握した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 衛生管理等について

事業所は、感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・担当職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. ハラスメントの防止

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すこととします。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって次の行為を禁止します。
 - ① 事業所の職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず、有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 事業所の職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 事業所の職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）
- (3) ハラスメントとは職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 富山県射水市本町1丁目13番1号
医療法人社団 博至会
理事長 矢野 博一
説明者 富山県射水市本町1丁目13番1号
矢野居宅介護支援事業所
介護支援専門員

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から矢野居宅介護支援事業所の重要事項説明を受けたことを確認し、同意いたします。

利用者（契約者）
(〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

利用者（契約者）の家族等署名代理人

(〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ 続柄 _____

令和 年 月 日

私は、サービス担当者会議などに、利用者及び利用者家族の個人情報を提供する事に対して、同意いたします。

※情報提供内容

- ・アセスメントシート
- ・サービス計画書（ケアプラン）
- ・介護保険被保険者証
- ・認定調査結果（主治医意見書含む）
- ・診断書
- ・病院より退院時の書類 等

事業者 富山県射水市本町1丁目13番1号
医療法人社団 博至会
理事長 矢野 博一

利用者（契約者）

（〒 _____ ー _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

利用者（契約者）の家族等署名代理人

（〒 _____ ー _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ 続柄 _____

利用者（契約者）の家族代表

（〒 _____ ー _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ 続柄 _____

